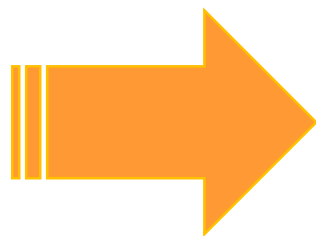


## 1. 推進病院の位置付け

本県の各圏域では、それぞれ、人口、面積、医療資源及びがんの患者数等、社会背景が異なることから、各圏域の特性に応じたがん医療提供体制を構築していく必要がある。

本県のがん医療は、拠点病院を中心とした連携体制により進めているが、がん患者やその家族に対してきめ細やかながん医療を提供していくためには、拠点病院のみでは十分な対応が困難であり、圏域におけるがん診療の水準向上かつ均てん化の観点から、拠点病院の機能を補完するがんの中核的病院が必要である。

県民がより身近な環境で質の高いがん医療が受けられるよう、拠点病院に準じる病院として、青森県がん診療連携推進病院（以下「推進病院」という。）の整備を進めるため、平成25年3月に「青森県がん診療連携推進病院の指定に関する要綱」を制定した。



### 【推進病院の指定により期待される効果】

#### ①がん診療水準の向上・医療連携の充実、促進

推進病院が、がん診療連携拠点病院の機能を代替し、補完し、連携することで、がん診療水準の向上等によるがん医療の均てん化が図られる。

#### ②がん医療に携わる人材育成

推進病院において、がんに係る各種研修等の実施を進めることにより、医師を始めとした医療従事者の資質向上が図られる。

#### ③緩和ケアの推進

推進病院において、緩和ケアの実施体制が整備されることにより、患者やその家族に対する緩和ケアの提供が促進される。

### ◆推進病院の指定状況

病院名	指定期間
黒石市国民健康保険黒石病院	H25.10.28～H29.3.31
青森市民病院	H25.12.18～H29.3.31
青森労災病院	H26. 2. 6～H29.3.31

### ◆診療報酬上の取扱

がん医療提供体制を推進する観点から、平成22年度診療報酬改定において、拠点病院に準じる病院を施設基準に含むものが設けられた。

拠点病院に準じる病院が診療報酬の施設基準にあるもの

- ・がん治療連携計画策定料（750点）
- ・緩和ケア診療加算（400点）
- ・緩和ケア病棟入院料（4,926点 ※30日以内の場合）

# 青森県がん診療連携推進病院の指定に関する要綱の改正について

## 2. 要綱改正の考え方

平成26年1月「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の改正により、人材配置や診療実績要件の強化、緩和ケアや相談支援体制の充実など拠点病院に関する指定要件の強化が図られた。

そこで、拠点病院の指定要件の強化にあわせて、推進病院の指定に関する要綱を改正する。

改正前

	人員配置要件
	機器設備要件
	体制整備要件

### 国指定(拠点病院)

専任の放射線療法の医師
専従の診療放射線技師
放射線治療機器の整備
集学的治療の提供
緩和ケアの実施
相談支援センターの整備
地域連携クリティカルパスの整備
セカンドオピニオンの提示

### 県指定(推進病院)

}	他の医療機関と連携で確保
}	}
}	集学的治療の提供
}	緩和ケアの実施
}	相談支援センターの整備
}	地域連携クリティカルパスの整備
}	セカンドオピニオンの提示

緩和して適用

■要件の強化  
 看護師⇒認定看護師等  
 診療実績の追加  
 緩和ケア⇒緩和ケアチームや多職種連携  
 相談支援⇒就労支援、広報活動を規定

■要件の強化  
 看護師⇒認定看護師等が望ましい  
 緩和ケア⇒緩和ケアチームや多職種連携  
 相談支援⇒就労支援、広報活動を規定

改正後

診療実績	拠点病院との連携
専従の放射線療法の医師	
専従の診療放射線技師	
放射線治療機器の整備	
集学的治療の提供	
緩和ケアの実施	
相談支援センターの整備	
地域連携クリティカルパスの整備	
セカンドオピニオンの提示	

診療実績
専従の放射線療法の医師
専従の診療放射線技師
放射線治療機器の整備
集学的治療の提供
緩和ケアの実施
相談支援センターの整備
地域連携クリティカルパスの整備
セカンドオピニオンの提示

緩和して適用

}	他の医療機関と連携で確保
}	}
}	集学的治療の提供
}	緩和ケアの実施
}	相談支援センターの整備
}	地域連携クリティカルパスの整備
}	セカンドオピニオンの提示

### 国指定(地域がん診療病院)

※拠点病院の無い2次医療圏のみ

### 国指定(拠点病院)

### 県指定(推進病院)